

意見書

—事務局作成「病原体等の適正な管理を含めた総合的な感染症対策の概要」について—

参考人 荒石忠敬

- 1 「第一 総則」の「1 目的」「2 基本理念①」「3 国及び地方公共団体の責務②」に、感染症の患者等の良質かつ適切な医療を受ける権利をはじめとする人権の尊重及び保護を明記する必要がある。 意見3 参照

- 2 「基本原則」の条文（2.1～2.5）を新設する必要がある。

例えば、「2 基本理念②③」は「基本原則」であって「基本理念」の問題ではないが故に 意見4、意見9 参照

- 2.1 入院、治療等は本人の理解と任意の同意に基づくのが原則であり、対象者の理解と同意が得られるよう分かり易く十分な説明をすること
- 2.2 措置は、感染力、重症度、予防方法の有効性、治療方法の有効性、人権に対する負担（負担の性質、重さ、期間）に照らし、必要最小限度で均衡のとれたものでなければならないこと
- 2.3 措置は、他者の健康または安全に対する直接のおそれのあることについて、最新の科学的データまたは客観的な根拠に基づくこと
- 2.4 感染症の患者等の良質かつ適切な医療を受ける権利、プライバシーおよびセキュリティの権利が守られるべきこと
- 2.5 公共保健（パブリックヘルス）の目的がある場合には強制の要素がなくても、強制の場合の人権に対する負担の性質、重さ、期間に対応して、公費負担を認めるべきこと

- 3 「第十五 結核に関する規定」を削除し、定期健康診断、届出、登録、精密検査、訪問指導等の規定を新設する必要がある。

差別・偏見の抑止のために結核予防法を廃止した意味がないことになるが故に

意見1、意見2 参照

- 4 基本原則の条文化、および診査協議会の抜本的な改正を前提とした上で、「第四 健康診断、就業制限及び入院」に他の措置を新設する必要がある。 意見5、意見8 参照

- 5 診査協議会を少なくとも病院や行政から独立した組織とすると共に、適正手続きを保障するため、①診査協議会に患者団体も参加する、②措置の内容・根拠等につき書面で教示する、③代理人の援助を受ける権利、十分かつ公正な聴聞、異議申し立て権を保障する、④措置を誤った場合の補償制度、⑤感染症の患者等が診査協議会に審査請求をなし得る制度、等が必要である。 意見5 参照